

平成 30 年度第 1 回栃木県がん対策推進協議会がん登録部会 次第

日 時：平成 30(2018)年 12 月 4 日（火）17 時～18 時 30 分

場 所：栃木県庁本館 6 階大会議室 1

1 開 会

2 議 題

- (1) 栃木県がん対策推進条例及び栃木県がん対策推進計画（3 期計画）について
- (2) 地域がん登録及び全国がん登録の概要について
- (3) 全国がん登録情報の利用・提供開始に伴う関係規程の整備等について
- (4) 全国がん登録情報の利用・提供に係る審査について
- (5) 全国がん登録情報及び地域がん登録情報の利用・提供に係る包括的な承認について

3 閉 会

〈配布資料〉

栃木県がん対策推進協議会がん登録部会席次表

栃木県がん対策推進協議会委員がん登録部会委員名簿

栃木県がん対策推進協議会関係規程

資料 1－1 「栃木県がん対策推進条例」

資料 1－2 「栃木県がん対策推進条例」について

資料 1－3 「栃木県がん対策推進条例」啓発パンフレット

資料 1－4 「栃木県がん対策推進計画（3 期計画）（概要）」

資料 2－1 地域がん登録について

資料 2－2 全国がん登録について

資料 3 全国がん登録の利用・提供の開始に伴う関係規程の整備等について

資料 4 全国がん登録の利用に係る審査について

資料 5 全国がん登録情報及び地域がん登録情報の利用・提供に係る包括的な承認について

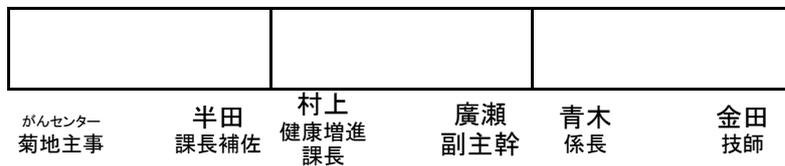
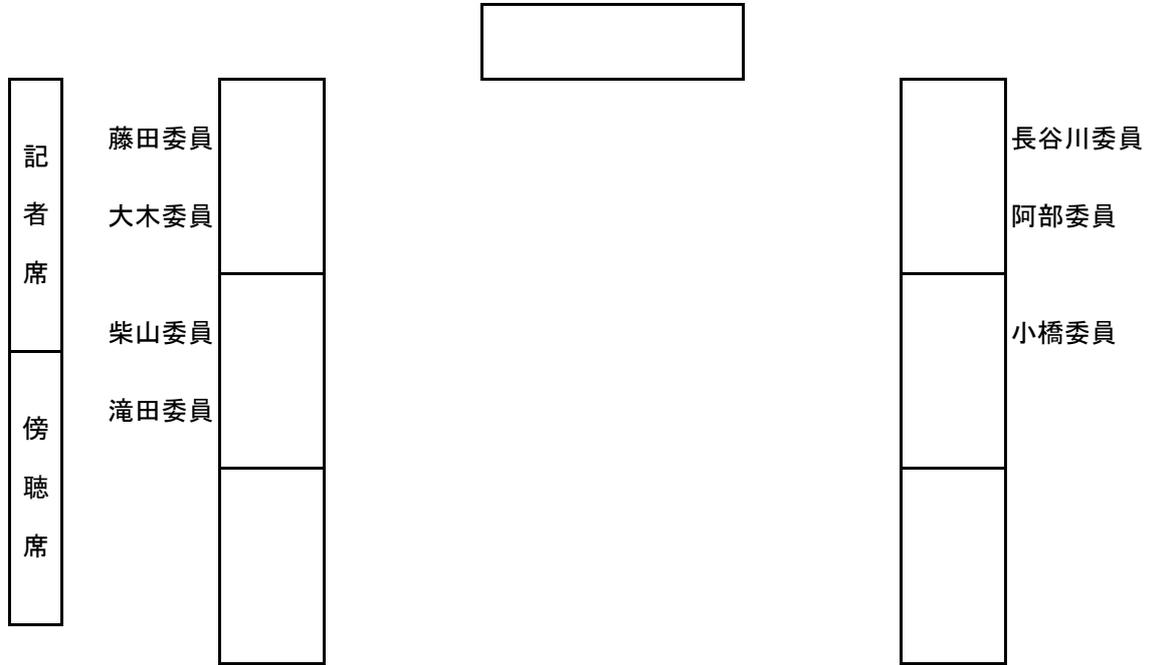
参考資料 1 栃木県がん対策推進計画（3 期計画）

参考資料 2 栃木県のがん 2015（平成 27 年）

平成30年度第1回栃木県がん対策推進協議会 がん登録部会 席次表

日時:平成30(2018)年12月4日(火)17:00~18:30

場所:県庁本館6階大会議室1



| 入 口 |

栃木県がん対策推進協議会がん登録部会委員

任期：H30.7.1～

| No. | 分野 | 委員 | 所属・役職 | 備考 |
|-----|------|---------|---------------------------|----|
| 1 | 病院 | 藤田 伸 | (地独) 栃木県立がんセンター副病院長 | |
| 2 | | 大木 いずみ | (地独) 栃木県立がんセンターがん予防情報相談部長 | |
| 3 | | 藤井 博文 | 自治医科大学附属病院臨床腫瘍部教授 | 欠席 |
| 4 | | 植木 敬介 | 獨協医科大学病院腫瘍センター長 | 欠席 |
| 5 | | 柴山 千秋 | 栃木県済生会宇都宮病院放射線科長 | |
| 6 | 関係団体 | 滝田 純子 | (一社) 栃木県医師会常任理事 | |
| 7 | | 長谷川 親太郎 | 栃木県病院協会副会長 | |
| 8 | | 阿部 聡子 | 栃木県集団検診実施機関連絡協議会 | |
| 9 | 個人情報 | 増子 孝徳 | 弁護士 ((公財) がんの子どもを守る会理事) | 欠席 |
| 10 | 公衆衛生 | 小橋 元 | 獨協医科大学医学部公衆衛生学講座教授 | |

(敬称略)

栃木県がん対策推進協議会関係規程

○栃木県がん対策推進条例（抄）（平成 30 年栃木県条例第 4 号）

第 3 章 栃木県がん対策推進協議会

第 21 条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務及びがん登録等の推進に関する法律の規定に基づき同法第 18 条第 2 項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理し、並びに知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議するため、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、前項に規定するもののほか、がん対策の推進に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 がん患者等を代表する者
 - 二 拠点病院を代表する者
 - 三 医療関係団体を代表する者
 - 四 医療保険者を代表する者
 - 五 事業者を代表する者
 - 六 保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間の団体を代表する者
 - 七 個人情報の保護に関する学識経験のある者
 - 八 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○栃木県がん対策推進協議会規則（平成 30 年栃木県規則第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、栃木県がん対策推進条例（平成 30 年栃木県条例第 4 号）第 21 条第 7 項の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第 3 条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事

が任命する。

- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第4条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員(前条第1項の規定により専門委員を置く場合にあっては、委員及び専門委員。以下この条において同じ。)は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員(第3条第1項の規定により専門委員を置く場合にあっては、委員及び議事に関係のある専門委員。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項及び前項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は平成30年4月1日から施行する。

○栃木県がん対策推進協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県がん対策推進協議会規則(平成30年栃木県規則第7号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 規則第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 名 称 | 所 掌 事 務 |
|------------|---|
| がん検診部 会 | がん検診の受診率及び質の向上に係る事項について、知事の諮問に応じ て調査審議し、及び知事に意見を述べること。 |
| がん登録部 会 | 1 がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）の規定 に基づき同法第 18 条第 2 項に規定する審議会その他の合議制の機関の 権限に属させられた事務を処理すること。 2 1 に規定するもののほか、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報 に係る事項について、知事の諮問に応じ調査審議し、及び知事に意見 を述べること。 |

- 2 会長が必要と認めるときは、前項の表の左欄に掲げる部会以外の部会を臨時に設置することができる。

（部会の専決事項等）

第 3 条 前条第 1 項の表の左欄に掲げる部会が、規則第 4 条第 6 項の規定により部会の議決をもって協議会の議決とすることができる事項は、当該部会の所掌事務に係るものとする。

- 2 前項の規定により、前条第 1 項の表の左欄に掲げる部会が当該部会の所掌事務に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長に報告するとともに、直近に開催される協議会に報告するものとする。

（会議の公開）

第 4 条 協議会及び部会の会議は、公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長が協議会又は部会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 「栃木県情報公開条例」（平成 11 年栃木県条例第 32 号）第 7 条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

- 3 会長又は部会長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（関係者からの意見の聴取等）

第 5 条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、協議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（雑則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 26 日から実施する。